

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 漁船保険付保義務発生のための同意の認定

水産課

○ 滞納に係る県営住宅の家賃及び駐車場使用料の収納事務の委託

住宅課

○ 岡山県収入証紙売りさばき人の指定の取消し

会計課

【公告】

○ 公共測量の実施

監理課

○ ”

”

○ ”

”

○ ”

”

○ 道路の位置の指定

建築指導課

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

”

○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

”

【人事委員会】

○ 岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

人事委員会

目次

担当課（室）

【正誤】

（県例規集登載）

○ 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の正誤

人事委員会

○ 通勤手当に関する規則の一部を改正する規則の正誤

（以上県例規集登載）

”

◎岡山県告示第二百八十四号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百十二条第一項の規定による同意があつたものと認めた。

令和五年五月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

加入区の名称 北木島加入区

◎岡山県告示第二百八十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、
収納の事務を次のとおり委託した。

令和五年五月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 委託した事務の内容

岡山県営住宅条例（平成九年岡山県条例第三十九号）に基づく県営住宅に係る家賃
及び駐車場の使用料のうち、県営住宅を退去した者及びその保証人又は連帯保証人に
よる滞納に係るものの収納の事務

二 委託した収入の種類

滞納に係る県営住宅の家賃及び駐車場の使用料

三 委託を受けた者の所在地及び名称

東京都港区芝浦三丁目一六番二〇号

ニッテレ債権回収株式会社

四 委託を受けた事務を行う場所

東京都港区芝浦三丁目一六番二〇号芝浦前川ビル五階

ニッテレ債権回収株式会社本社

五 委託の期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

◎岡山県告示第二百八十六号

岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）第七十三条の規定により、令和五年三月三十一日付けで、次の岡山県収入証紙売りさばき人の指定を取り消した。

令和五年五月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県南區藤田五六四一	の名称及び代表者の氏名	売りさばき場所
所 在 地	の 氏 名 及 び 代 表 者	売 り さ ば き 場 所
岡 山 市 南 區 片 岡 八 三 七 一 七	岡 山 南 商 工 会 会 長	岡 山 市 南 區 片 岡 八 三 七 一 七

令和5年5月23日 岡山県公報 第12499号

〔二六四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和五年五月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	高梁市備中町布賀 地内
測量の種類	公共測量（路線測量）
測量期間	令和五年四月二十八日から 同年八月三十一日まで

〔二六五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和五年五月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

美作市五名地内	測量区域
公共測量（三級基準点測量、四級基準点測量、UAVレザ測量及び路線測量）	測量の種類
令和五年五月十七日から同年十二月二十八日まで	測量期間

令和5年5月23日 岡山県公報 第12499号

〔二六六〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局中国技術事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和五年五月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	県内の一般国道（二号、三十号、五十三号及び百八十号）の指定区間及び鳥取自動車道の周辺
測量の種類	公共測量（車載写真レーザ測量）
測量期間	令和五年五月八日から同年十二月二十二日まで

〔二六七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和五年五月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

久米郡美咲町西川 上地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和五年五月十日から同年 八月三十一日まで	測量期間

〔二六八〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和五年五月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令備中局 建第二〇〇四号 令和五年五月十二 日	高梁市成羽町成羽字正沢屋敷二四 九七番四、二四九七番四地先道、 字東堀二七四五番九の一部、二七 四五番九地先水路、字御茶屋二七 四六番七	四・五〇	三三・二一

〔二六九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年五月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市中央四丁目二三―一〇三、二三―一〇八、二三―一〇九

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市南区富浜町五―一〇

株式会社ヘルシーホーム

代表取締役 篠山 憲司

三 許可年月日及び許可番号

令和五年三月二十二日岡山県指令建指第五二一号

〔二七〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和五年五月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市中央四丁目二三―一〇三、二三―一〇八、二三―一〇九

二 公共施設の種類

道路、下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市南区富浜町五―一〇

株式会社ヘルシーホーム

代表取締役 篠山 憲司

五 許可年月日及び許可番号

令和五年三月二十二日岡山県指令建指第五二一号

◎岡山県人事委員会規則第四十一号

岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年五月二十三日

岡山県人事委員会委員長 吉 松 裕 子

岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岡山県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表高梁市の都市長部局の項中「職員係長」を「職員係長 人材育成係長」に、「財政係長 財産活用係長」を「財政係長」に、「及び財政係」を「人材育成係及び財政係」に、「職員係」を「職員係及び人材育成係」に改め、同部教育委員会の項中「園長 教頭」を「園長 副園長 教頭」に、

学校給食センター	所長	を
----------	----	---

学校給食センター	所長 所長代理	に改め、同表新見
----------	---------	----------

市の部教育委員会の項中

幼稚園	園長 教頭 主幹	を
小・中学校	校長 教頭	
学校給食センター	所長 所長補佐	

小・中学校	校長 教頭	に改め、
学校給食センター	所長 所長補佐	
中央図書館	館長補佐	

同表備前市の都市長部局の項中「検査参事」を「検査官 検査参事」に、「所長補佐」を「副所長 所長補佐」に、「行政係長 行革推進係長」を「行政係長」に、「秘書係、行政係、行革推進係」を「行財政改革課、秘書係、行政係」に改め、同部教育委員会の項中「部長」を「副教育長 部長」に、「課長代理」を「課長代理 室長補佐」に改め、同部監査委員事務局の項中「次長」を「次長 副参事」に改め、同表赤磐市の都市長部局の項中「副参事 主幹」を「副参事」に、「主査」を「主幹 主査」に、「課長補佐 主幹」を「課長補佐」に改め、同表美作市の都市長部局の項中「主幹 総務班長」を「総務班長 主幹」に改め、同表浅口市の都市長部局の項中「支所長 参事」に、「総看護師長」を「看護部部長」に改め、同表里庄町の部町長部局の項中「主査」を「主幹 主査」に改め、同表矢掛町の

部町長部局の項中「総合政策監 課長」を「課長」に、「秘書広報係長」を「秘書広報・町活性化推進室長」に改め、同表鏡野町の部町長部局の項中

美術館	館長
-----	----

を

幼稚園	園長	幼稚園	園長	美術館	館長
-----	----	-----	----	-----	----

に改め、

同部教育委員会の項中

事務局	課長	保育園	園長	幼稚園	園長
-----	----	-----	----	-----	----

を

事務局	課長
-----	----

に改め、同表久米

南町の部町長部局の項中「課長代理 総務企画課長補佐 総務企画課上席主幹（給与又は財政の事務を行う者に限る。）」を「課長代理」に、同部教育委員会の項中

公民館	館長	図書館	館長
-----	----	-----	----

を

図書館	館長
-----	----

に改め、同部農業

委員会事務局の項を削り、同表美咲町の部議会事務局の項中「事務局長」を「事務局長 副局長 局長代理」に改め、同部町長部局の項中「政策推進監 課長 室長 所長」を「課長 室長 所長 参与 副課長 副室長 副所長」に、「所長代理」を「所長代理 参事」に、「支所長 課長」を「支所長 課長 副課長」に改め、同部教育委員会の項中「課長代理」を「副課長 課長代理 参事」に、

小・中学校	校長 教頭
-------	-------

を

小・中学校	校長 教頭	義務教育学校	校長 副校長 教頭
-------	-------	--------	-----------

に改め、同表岡山

市久米南町国民健康保険病院組合の部病院の項中「事務長」を「事務長 副看護部長
事務長補佐」に改め、同表和気北部衛生施設組合の部事務局の項中「事務局長補佐」を
「事務局長代理 事務局長補佐」に改め、同表岡山県後期高齢者医療広域連合の部事務
局の項中「課長」を「課長 課長代理 課長補佐 室長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

〔六〕令和五年三月三日付け公布管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（岡山県人事委員会規則第五号）に誤りがあった。

九	行
第二十二條の四第三項	誤
第二十二條の四第三項	正

九 終わりから十	行
岡山県条例第十八号	誤
岡山県条例第十八号	正

〔七〕令和五年三月三日付け公布通勤手当に関する規則の一部を改正する規則（岡山県人事委員会規則第八号）に誤りがあった。